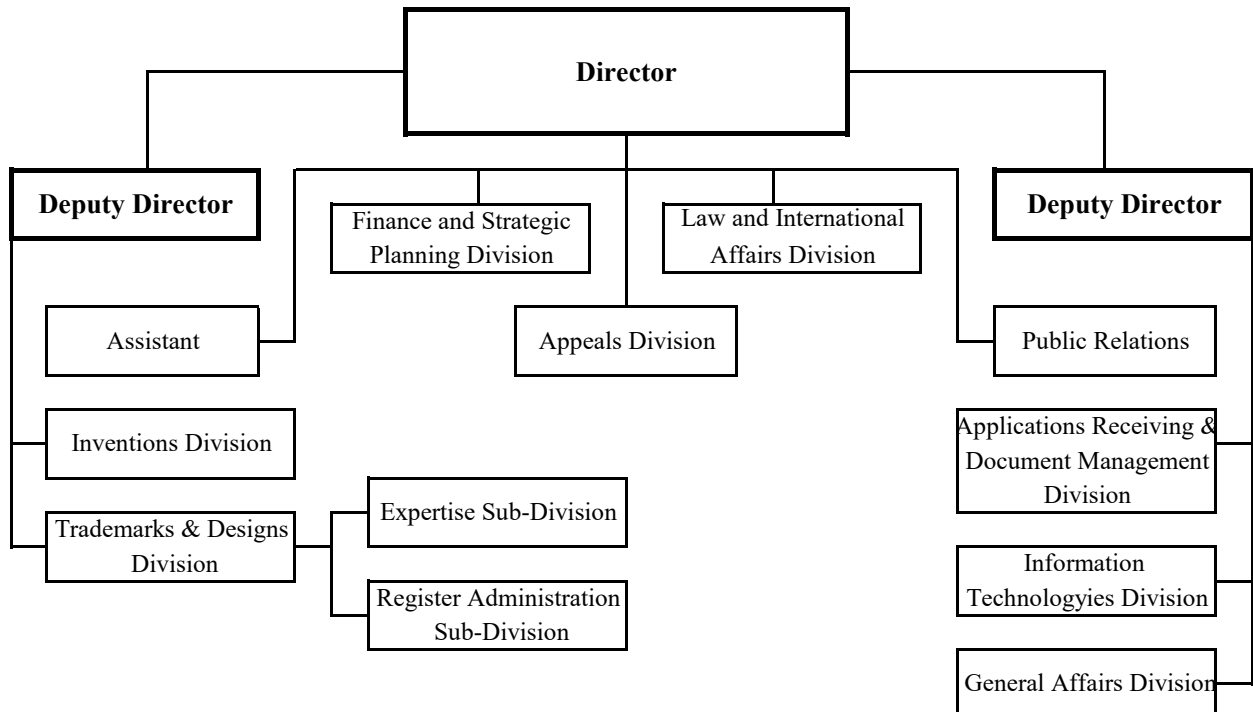


①国名	Lithuania (LT) (リトアニア)				
②名称	Ministry of Justice / State Patent Bureau of the Republic of Lithuania (SPB)				
③所在地	Kalvariju str.3, 09310 Vilnius				
④連絡先	(電話) (370 5) 27 80 250		(FAX) (370 5) 27 50 723		
	(E-mail) spb@vpb.gov.lt		(Internet) https://vpb.lrv.lt/en/		
⑤組織の長	Director.				
	Ms. Irina Urbonė				
⑥沿革	(1) リトアニアにおいては、1994年に特許法が、2000年に商標法が、そして2002年に意匠法が制定された。				
	(2) 現在施行されている法律は次の通りである。				
	特許については、2012年改正特許法が2012年2月3日から施行されている。				
	意匠については、2004年改正意匠法(法律第IX-2205号)が2004年4月29日から施行されている。				
	商標については、2004年改正商標法(法律第IX-2033号)が2004年2月19日から施行されている。				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、半導体回路配置				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1992/4/30	1994/12/14			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	2021/3/9	1994/5/22	2013/2/3	2000/1/27	1999/7/22
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	2013/8/14	1998/4/27		1992/4/30	2002/3/6
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1998/5/9			2008/9/26	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		1997/11/15	1994/7/5		1997/2/22
	ストラスブール	ウィーン	WTO	EPO	
		2001/5/31			

①国名	Lithuania (LT) (リトアニア)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	127	105	123	113
		(内 外国出願)	46	24	33	18
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	123	118	131	143
		(内 外国出願)	88	66	83	105
		(内 日本から)		2	2	1
	商標	全数	4,179	4,175	3,420	3,342
		(内 外国出願)	1,651	1,737	1,483	1,289
		(内 日本から)	7	11	8	14
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	143	92	112	106
		(内 外国出願)	50	24	35	30
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
意匠	全数	116	85	112	135	
	(内 外国出願)	95	49	66	109	
	(内 日本から)		1	2	1	
商標	全数	3,940	4,217	3,293	2,963	
	(内 外国出願)	1,637	1,939	1,622	1,354	
	(内 日本から)	8	6	11	13	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> リトアニア特許庁(State Patent Bureau)は、法務省(Ministry of Justice)の下部組織である。



(出典): リトアニア特許庁(SPB) HP

①国名	LITHUANIA (LT) (リトアニア)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2010年12月23日XI-1261号 2010年12月法の英訳未入手のため2007年5月X-1119号にて解析した。
	③地理的効力の範囲	リトアニア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第10条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。リトアニア又はEU加盟国内に非居住又は事務所を有しない出願人は、リトアニアの特許代理人を選任しなければならない。(特許法第10条)
	⑦出願言語	リトアニア語。もし他国言語で出願されているときは、3月以内にリトアニア語の翻訳文を提出しなければならない。(特許法第11条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第27条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第3条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は、開示日から6月。 (1) 発明者又は承継人に対する乱用による開示。 (2) 発明者又は承継人による公認の博覧会における開示。 (特許法第6条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法。 (2) 美的創作物 (3) ゲームの計画、規則及び方法、知的又は経済的な活動、コンピュータプログラム。 (4) 情報の提示。 (5) 人体又は動物帯に適用する外科的、治療的又は診断的方法による、人体又は動物体の処置方法。 (6) 植物又は動物品種、植物又は動物を生成する本質的に生物学的方法、並びにこれによって生成された産物。 (7) 公の秩序又は道徳に反する発明。 (8) クローン人間の製法。 (9) 人間の生殖細胞遺伝子同一性の変更のプロセス。 (10) 産業又は商業目的での人間の胚細胞の使用。 (11) 人又は動物に何らの医療的利益が得られることがなく、苦しみを与えるとき、また結果的にそのようになる動物の遺伝子同一性を変更するプロセス。 (特許法第2条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第19条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先権主張日から18カ月以内に公衆の閲覧のために公告(公開)される。 (特許法第21条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は無効を裁判所に提訴することができる。 (特許法第45条)
	⑱実施義務	無。

①国名	LITHUANIA (LT) (リトアニア)		
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]		
	出願料	400 LTL(10クレームまで) 40 LTL(10超の各クレームにつき)	
	登録料	240 LTL	
	[特許権維持に掛かる費用]		
	年金		
	3年次	280 LTL	8年次 640 LTL
	4年次	320 LTL	9年次 720 LTL
	5年次	400 LTL	10年次 800 LTL
	6年次	480 LTL	11年－15年次 1,000 LTL(毎年)
7年次	560 LTL	16年－20年次 1,200 LTL(毎年)	
⑳料金減免措置の有無	有。出願人が個人である場合は、出願料が50%減額される。		
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。		

①国名	LITHUANIA (LT) (リトアニア)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2012年11月8日IX-1181号 2012年11月法の英訳未入手のため2008年7月X-1659号にて解析した。
	③地理的効力の範囲	リトアニア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	要。リトアニア又はEU加盟国内に非居住又は事務所を有しない出願人は、リトアニアの特許代理人を選任しなければならない。 (意匠法第12条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。但し、EU域内の出願人の場合は不要。 (意匠法第16条)
	⑦出願言語	リトアニア語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ、最長25年まで延長可能。 (意匠法第34条)
	⑨新規性の判断基準	内国公知、内国刊行物 (意匠法第5条)
	⑩グレースピリット	有。次の場合、期間6月のグレースピリットが認められる。 ①国際博覧会における展示による意匠の開示。 (意匠法第11条)
	⑪不登録対象	(1) 公共の秩序或は道徳に反するもの。 (2) 公式な或は伝統的な国家の紋章、国旗等と結合されたもの。 (意匠法第9条)
	⑫実体審査の有無	無。 (意匠法第19条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (意匠法第2条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (意匠法第16条)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が受け付けられると公告(公開)される。 (意匠法第21条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。優先日から30月を上限とする期間につき延期することができる。 (意匠法第21条)
	㉑異議申立制度の有無	有。何人も公告日から3月以内に異議を申立てることができる。 (意匠法第23条)

①国名	LITHUANIA (LT) (リトアニア)													
	②無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、裁判所に意匠の登録無効を提訴することができる。(意匠法第43条)												
	③登録表示義務	無。												
	④費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="549 414 1525 481"> <tr> <td>出願料</td> <td>320 LTL</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>320 LTL</td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料(2回目、3回目、4回目、5回目の各5年間の更新が可能)</p> <table border="1" data-bbox="549 571 1525 705"> <tr> <td>2回目の5年目</td> <td>800 LTL</td> </tr> <tr> <td>3回目の5年目</td> <td>1,200 LTL</td> </tr> <tr> <td>4回目の5年目</td> <td>1,600 LTL</td> </tr> <tr> <td>5回目の5年目</td> <td>2,000 LTL</td> </tr> </table>	出願料	320 LTL	登録料	320 LTL	2回目の5年目	800 LTL	3回目の5年目	1,200 LTL	4回目の5年目	1,600 LTL	5回目の5年目	2,000 LTL
出願料	320 LTL													
登録料	320 LTL													
2回目の5年目	800 LTL													
3回目の5年目	1,200 LTL													
4回目の5年目	1,600 LTL													
5回目の5年目	2,000 LTL													
	⑤料金減免措置の有無	無。												

①国名	LITHUANIA (LT) (リトアニア)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2013年6月1日施行(2012年改正商標法) (注) 2013年6月1日施行の2012年改正商標法は、本件の解析事項と関係がない事項の改正につき、本件は従前の2006年6月8日施行の2006年第X-651号(商標改正法)により解析した。
	③地理的効力の範囲	リトアニア国内のみ。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標 (商標法第3条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、色の商標、三次元商標、結合商標 (商標法第5条)
	⑦出願人資格	他の商品と識別する目的のため使用することを欲する何人も登録申請できる。 (商標法第11条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。先に登録手続きをした者が権利者とみなされる。 (商標法第7条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。リトアニア又はEU加盟国内に非居住又は事務所を有しない出願人は、リトアニアの特許代理人を選任しなければならない。 (商標法第11条)
	⑪出願言語	リトアニア語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。その後、10年毎に更新することができる。 (商標法第35条、第36条)
	⑬グレースピリオド	有。国際博覧会で最初に展示した日後6月の期間内に請求する。 (商標法第10条)
	⑭不登録対象	(1) 第5条の規定を満たさない標章。 (2) 識別性にかける標章。 (3) 現在の言語で慣用となった標章。 (4) 商取引における品質、数量、使用目的、地理的表示、製造日等々からなる標章。 (5) 商品やサービスの出所の混同を生じさせる標章。 (6) 公共の秩序、道徳、倫理に反する標章。 (商標法第6条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。 (商標法第9条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第11条)
	⑱実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件を審査すると共に、出願の標章が不登録事由に該当しないか否かについても審査が行われる。 (商標法第14条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、登録簿に登録された商標は、国家特許庁の公報に公告される (商標法第16条)
	㉒異議申立制度の有無	有。利害関係人は、公告日から3月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第18条)

①国名	LITHUANIA (LT) (リトアニア)										
②③無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は登録商標の無効を裁判所に提訴することができる。 但し、先行商標の所有者が、その存在を知りながら後願商標の使用に対して、その登録後5年間異議申立をしなかった場合には、当該後願商標を無効とすることができない。 (商標法第46条)										
②④不使用取消制度の有無	有。5年。商標が登録から5年間不使用されていない場合には、不使用取消の対象となる。 (商標法第47条)										
②⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。										
②⑥図形要素の分類	無。										
②⑦譲渡要件	商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (商標法第43条)										
②⑧費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="555 770 1375 837"> <tr> <td>出願料</td> <td>240 LTL</td> <td>120 LTL(1超の各分類につき)</td> </tr> <tr> <td>登録・公告料</td> <td>240 LTL</td> <td></td> </tr> </table> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="555 958 1375 994"> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td>240 LTL</td> <td>120 LTL(1超の各分類につき)</td> </tr> </table>		出願料	240 LTL	120 LTL(1超の各分類につき)	登録・公告料	240 LTL		存続期間更新料	240 LTL	120 LTL(1超の各分類につき)
出願料	240 LTL	120 LTL(1超の各分類につき)									
登録・公告料	240 LTL										
存続期間更新料	240 LTL	120 LTL(1超の各分類につき)									
②⑨料金減免措置の有無	無。										